

糸保第 40 号  
令和 2 年 4 月 16 日

保護者の皆様へ

糸満市長 上原 昭



### 新型コロナウイルス感染拡大防止における登園自粛のご協力について

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルスが日本国内で発症し、4月7日に内閣総理大臣から緊急事態宣言が発表され、沖縄県内においても多数の感染者が発生しております。

令和2年3月2日付糸保第712号「新型コロナウイルス感染拡大防止における家庭保育の協力について」においてもお知らせしてまいりましたように、保育施設は原則開園とし感染防止策を徹底いたしますが、感染拡大と園児の健康安全を考え、家庭での保育が可能であれば登園自粛のご協力を再度お願いいたします。なお、家庭での保育ができない園児については、通常通り保育を行います。ただし今後感染者や保健所が判定する濃厚接触者が発生した時は、休園などの緊急措置を取らせていただくこともあります。

なお登園自粛した場合の保育料については、日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

#### ○登園を自粛した場合の保育料の減免について

登園自粛した場合の保育料については、日数に応じて日割りによる減免措置を行います。

#### ○育児休業の復帰や採用の時期が遅れた場合の取扱について

新型コロナウイルスの影響により、会社から採用時期の延長を求められた場合や、育児休業の延長が認められ復帰が5月以降になった場合も、下記の期間在園継続を認めることとします。その際は復帰後速やかに、就労証明（本市のホームページに様式あり）を提出してください。

在園継続を認める期間：令和2年4月～5月まで

※登園自粛の期間及び在園継続を認める期間の延長については、新型コロナウイルスの感染状況や待機児童数等を含めた社会情勢を鑑み、適宜判断します。

お問い合わせ先  
糸満市役所 保育こども園課  
TEL：098-840-8131